

平成 17 年度「東南アジア青年の船」事業（第 32 回） 概 要

1 目 的

「東南アジア青年の船」事業は、日本と東南アジア諸国の青年が、「東南アジア青年の船」に乗船して、生活を共にし、船内及び訪問国において、各国事情の紹介、討論、ホームステイなど各種交流活動を行うものである。

本事業の実施は、日本の青年の国際的視野を広げ、日本及び諸外国の青年相互の理解と友好を促進し、併せて国際協力の精神と実践力を向上させ、もって国際社会の各分野で指導性を発揮できる青年を育成することを目的とする。また、参加青年が青少年健全育成活動に寄与することを期待するものである。

2 事業の概要

(1) 事前研修〔平成17年 8月 7日(日)～8月12日(金)〕

本事業に参加する日本の青年（以下「日本参加青年」という。）に対し、本事業の趣旨、内容等について理解を深めさせ、必要な諸準備を行わせるとともに、日本参加青年としての心構え及び団体活動の基本を習得させるため、東京都において、6日間の合宿による事前研修を実施する。

(2) 出航前研修〔平成17年10月29日(土)～10月30日(日)〕

出航の直前に、日本参加青年に対し、船内及び訪問国における活動の準備その他本事業遂行上必要な諸準備を行わせるため、東京都において、平成17年10月29日及び10月30日の2日間の合宿による出航前研修を実施する。

(3) 本体プログラム〔平成17年10月31日(月)～12月12日(月)〕

ア 運航の時期及び期間

平成17年10月31日から12月12日までの間の43日間

イ 訪問国

ブルネイ、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム

ウ 船内及び訪問国における活動

(ア) 船内における活動

日本及び東南アジア諸国の各国事情の紹介、討論、クラブ活動その他の活動を行う。

(イ) 訪問国における活動

訪問国の青年等と文化の紹介、スポーツ、奉仕活動、ホームステイ等を通じた交流を行うとともに、産業、文化、教育、社会福祉等の諸事情の研究、関連施設の訪問等を行う。

エ 共通語

本事業における共通語は、英語とする。

オ 本事業に参加する外国の青年（以下「外国参加青年」という。）は、平成17年11月8日に参集地であるマレーシアに参集する。

(4) 日本国内プログラム〔平成17年12月12日(月)～12月20日(火)〕

帰国後、9日間、日本国内において各種施設の訪問、交流活動等（地方プログラムを含む）を行う。

(5) 事後研修〔平成17年12月20日(火)～12月21日(水)〕

日本国内プログラム終了後、日本参加青年に対し、本事業で得た成果の取りまとめを行わせるとともに、事後の青少年健全育成活動への理解及び参加を促進するため、東京都において、2日間の合宿による事後研修を実施する。

3 構 成

「東南アジア青年の船」は、管理官1人、副管理官1人、管理部員約15人、ナショナル・リーダー11人（各国から1人）、日本参加青年40人及び外国参加青年約300人をもって構成する。外国参加青年は、ASEAN加盟10か国（以下「参加国」という。）の青年とする。

4 構成員の任務及び選任等

(1) 任 務

ア 指導官は、参加青年の教育及び指導を行う。

イ 管理官は、本事業の実施に関し日本国政府を代表し、本事業の実施に係る事務を統括する。

ウ 副管理官は、管理官を補佐し、管理官に事故があるときは、その職務を代行する。

エ 管理部員は、管理官の命を受けて、本事業の実施に係る事務を処理する。

オ ナショナル・リーダーは、自国の参加青年を統率し、かつ、船内運営委員会の委員となる。

カ 参加青年は、団体行動の下に前記2の(3)のウの(ア)及び(イ)並びに(4)の活動を行う。ただし、日本参加青年は、2の(3)のウの(ア)及び(イ)並びに(4)の活動に加えて2の(1)及び(2)並びに(5)の研修に参加する。

(2) 選任等

ア 指導官、管理官、副管理官、管理部員及び日本のナショナル・リーダーは、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)(以下「政策統括官」という。)が任命し、又は委嘱する。

イ 日本参加青年は、都道府県知事(青少年対策主管課が教育委員会に属する場合には、教育長。)又は全国的組織を持つ青少年団体等の代表者からの中間選考を経て推薦された者の中から、政策統括官が選考し、決定する。

ウ 外国のナショナル・リーダー及び参加青年は、各国政府がそれぞれ選任する。

5 乗船及び帰国

(1) 外国のナショナル・リーダー及び参加青年(マレーシアを除く。)は、航空機でマレーシアに参集し、同国の参加青年と共に同国から乗船する。

(2) 外国のナショナル・リーダー及び参加青年は、本事業の全日程終了後、東京から航空機で帰国する。

6 報告書の提出

管理官、参加国のナショナル・リーダー及び日本参加青年は、活動報告書を政策統括官に提出するものとする。

7 経 費

(1) 本事業の実施のための経費((2)に掲げるものを除く。)は内閣府が負担する。

(2) 日本参加青年及び外国の参加青年については、次に掲げるものは、本人の負担とする。

ア 日本参加青年の事前研修及び出航前研修の宿泊料及び食費等

イ 日本参加青年の事前研修及び出発前研修に参加するための旅費並びに帰国後の帰郷旅費

ウ 旅券発行手数料、入国査証料、予防接種料、旅行保険料等

エ 日本参加青年の船内供食費

オ 疾病又は障害の治療費用

カ 小遣いその他個人の用に必要な経費